

令和6年度福島県福祉サービス第三者評価調査者養成研修 開催要綱

1 趣 旨

国で定める「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき、福島県における福祉サービス第三者評価事業の円滑な推進を図るとともに、第三者評価に関する必要な知識と技術を有する評価調査者を育成することを目的として開催するものです。

なお、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行うサービスの質の向上へ向けての取り組みを支援する事業と位置づけられています。

2 主 催 福島県

3 受講対象者

(1) 研修終了後、第三者評価機関として県の認証を受けている又は受ける予定の法人に評価調査者として所属する予定の方で、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者

イ 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認めた者

(2) 評価調査者として評価機関に所属しているが、評価未経験の者

(3) 実際に評価を行ったことがあるが、評価方法を再度確認したい者

4 日 程

(1) 受講対象者(1)の場合

【集合研修】

1日目：令和6年8月28日(水) 13:30～16:30

2日目：令和6年10月4日(金) 13:00～17:20

3日目：令和6年10月11日(金) 9:30～17:00

4日目：令和6年10月15日(火) 9:30～16:30

【動画配信】

令和6年9月2日(月)～10月31日(木)

(2) 受講対象者(2)及び(3)の場合

【集合研修】

3日目：令和6年10月11日(金) 9:30～17:00

4日目：令和6年10月15日(火) 9:30～16:30

※ 上記(1)、(2)共に、研修プログラムについては別紙のとおりです。

※ 3日目の集合時間は別途連絡いたします。実習開始が9:30となります。

※ 講義の内容及び講師については一部変更となる場合がありますので、予めご了承ください

- 5 会 場 【集合研修】 実習：特別養護老人ホーム孝の郷
(伊達市霊山町掛田字明正寺 21-1)
その他：福島県郡山合同庁舎 第2会議室 (仮設庁舎2階)
(郡山市麓山 1-1-1)
【動画配信】 オンラインによる

6 受講定員 10名程度

7 受講料 無料

8 受講申込

「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、所属予定の評価機関（下記参照）を通じてお申し込みください。

なお、申込み前に必ず所属予定の評価機関の了解を得たうえで申込みをお願いします。

<評価機関>

- (1) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 (電話：024-523-1256)
- (2) NPO法人福島県福祉サービス振興会 (電話：024-563-1201)

9 申込受付期間

令和6年6月10日(月) から令和6年7月31日(水) (必着) まで

10 受講の決定

受講申込締切後、受講対象者としての要件を備えているか確認のうえ、研修受講者を決定し、評価機関を通じて各受講者にお知らせします。

なお、受講希望者が多数の場合は抽選のうえ受講者を決定する都合上、受講のご希望に添えないこともございますので、予めご了承ください。

11 その他

- (1) 研修資料について

講義初日までに、受講者本人あて郵送で配布します。

- (2) 事前課題について

受講決定通知と併せてお知らせします。

- (3) 研修の修了について

本研修の全課程を修了した者に、修了証書を交付します。

なお、遅刻・欠席等により未受講課目がある場合は、修了証書は発行できません。

また、継続して評価事業に従事する場合には、研修修了後3年経過毎に継続研修を受講していただく必要があります。

【申込・問い合わせ先】

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部社会福祉課（法人監査担当）

TEL: 024-521-7324 FAX: 024-521-7917

E-mail: fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp